

香川県職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

香川県知事 池田豊人

## 香川県規則第16号

香川県職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則

(香川県職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第1条 香川県職員の職の設置に関する規則(昭和32年香川県規則第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
略  略 出先機関 (1)～(28) 略  <u>(29)～(55)</u> 略	地方自治法施行規程(昭和22年政令第19号)第5条の規定に基づき、法令に特別の定めのあるものを除くほか、県に、次に掲げる職を置き、職員、大学教員又は大学事務職員をもってこれに充てる。 略 出先機関 (1)～(28) 略 <u>(29) 専攻科長</u> <u>(30)～(56)</u> 略

(香川県東京事務所規則の一部改正)

第2条 香川県東京事務所規則(昭和33年香川県規則第55号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(分掌事項) 第3条 略 (1) 略  <u>(2)・(3)</u> 略 2・3 略	(分掌事項) 第3条 総務行政部の分掌事項は、次のとおりとする。 (1) 略 <u>(2) 東京讃岐会館に関すること。</u> <u>(3)・(4)</u> 略 2・3 略

(香川県行政組織規則の一部改正)

第3条 香川県行政組織規則(昭和36年香川県規則第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(課の設置)

第2条 略

部又は 総局	課
略	
環境森 林部	環境政策課、環境管理課、 <u>森林・林業政策課</u> 、みどり保全 課、 <u>循環型社会推進課</u>
略	

2～6 略

(分掌事務)

第3条 略

2 略

3 略

デジタル戦略課

(1) 略

(2) 官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）の施行に関すること。

(3) 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の施行に関すること（情報システム課の所掌に属するものを除く。）。

(4) 香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年香川県条例第1号）の施行に関すること（情報システム課の所掌に属するものを除く。）。

(5) 情報通信関連産業の育成・誘致に関すること。

(6)・(7) 略

情報システム課

(1) 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の施行に関すること（情報システムの整備及び管理に係るものに限る。）。

(2) 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）の施行に関すること。

(課の設置)

第2条 次の表の左欄に掲げる部又は総局に、同表の右欄に掲げる課を設ける。

部又は 総局	課
略	
環境森 林部	環境政策課、環境管理課、 <u>みどり整備課</u> 、みどり保全課、 <u>廃棄物対策課</u>
略	

2～6 略

(分掌事務)

第3条 略

2 略

3 デジタル戦略総室の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

デジタル戦略課

(1) 略

(2) 情報通信関連産業の育成・誘致に関すること。

(3) 地域の情報化の推進に関すること。

(4)・(5) 略

情報システム課

(1) 行政のデジタル化の施策の推進に関すること。

(2) 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の施行に関すること。

- (3) 香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関すること（情報システムの整備及び管理に係るものに限る。）。
- (4) 情報システムの整備及び管理に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 情報システムの調達等の審査に関すること。
- (6) 情報セキュリティ対策に関すること。
- (7) その他情報システムに関すること。

## 第6条 略

環境政策課・環境管理課 略

森林・林業政策課

- (1) 森林及び林業に関する施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2)～(15) 略
- (16) その他森林及び林業に関すること。

みどり保全課

- (1)～(3) 略
- (4) 前2号に掲げるもののほか、森林法（昭和26年法律第249号）の施行に関すること（森林・林業政策課の所掌に属するものを除く。）。
- (5)～(8) 略
- (9) 緑化の推進に関すること（森林・林業政策課の所掌に属するものを除く。）。

(10)～(12) 略

循環型社会推進課

- (1) 循環型社会の形成に関する施策の推進に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (2)～(9) 略
- (10) 豊島処分地の維持管理等に関すること。
- (11) その他循環型社会形成の推進に関すること。

## 第7条 略

### 2 略

子ども政策課

- (1)～(4) 略
- (5) 児童福祉法に基づく保育等に関すること。
- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の施行に関すること。

- (3) 香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年香川県条例第1号）の施行に関すること。
- (4) 情報システムの整備及び管理に関すること。
- (5) 情報システムの調達の審査に関すること。
- (6) その他情報システムに関すること。

## 第6条 環境森林部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

環境政策課・環境管理課 略

みどり整備課

- (1) みどりの整備に関する施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2)～(15) 略
- (16) その他みどりの整備に関すること。

みどり保全課

- (1)～(3) 略
- (4) 前2号に掲げるもののほか、森林法（昭和26年法律第249号）の施行に関すること（みどり整備課の所掌に属するものを除く。）。
- (5)～(8) 略
- (9) 緑化の推進に関すること（みどり整備課の所掌に属するものを除く。）。

(10)～(12) 略

廃棄物対策課

- (1) 廃棄物対策の企画及び調整並びに推進に関すること。
- (2)～(9) 略
- (10) 豊島廃棄物等の処理に関すること。
- (11) その他廃棄物対策に関すること。

## 第7条 略

### 2 子ども政策推進局の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

子ども政策課

- (1)～(4) 略

(7) こども基本法（令和4年法律第77号）の施行に関すること（他課及び教育委員会の所掌に属するものを除く。）。

(8)～(13) 略

子ども家庭課

(1)～(6) 略

(7) 児童福祉法の施行に関すること（障害福祉課及び子ども政策課の所掌に属するものを除く。）。

(8)～(12) 略

第10条 略

農政課

(1) 略

(2)・(3) 略

(4) 農業保険法（昭和22年法律第185号）の施行に関すること。

(5) 森林組合法に基づく森林組合及び水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に基づく水産業協同組合の検査に関すること。

(6) 農業資金（畜産業振興事業資金及び土地改良事業資金を除く。）に関すること。

(7)・(8) 略

(9) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）の施行に関すること。

(10)・(11) 略

農業経営課

(1)～(5) 略

(5)～(10) 略

子ども家庭課

(1)～(6) 略

(7) 児童福祉法の施行に関すること（障害福祉課の所掌に属するものを除く。）。

(8) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の施行に関すること。

(9)～(13) 略

第10条 農政水産部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

農政課

(1) 略

(2) 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）の施行に関すること。

(3)・(4) 略

(5) 農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済組合、森林組合法に基づく森林組合及び水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に基づく水産業協同組合の検査に関すること。

(6) 農地法（昭和27年法律第229号）の施行に関すること（農業経営課の所掌に属するものを除く。）。

(7) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）の施行に関すること。

(8) 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）の施行に関すること。

(9) 農業者年金に関すること。

(10)・(11) 略

(12)・(13) 略

農業経営課

(1)～(5) 略

(6) 農地法(昭和27年法律第229号)の施行に関すること。

(7) 農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)の施行に関する  
こと。

(8) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)の施行に  
関すること。

(9) 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(昭和46年法律第  
112号)の施行に関すること。

(10) 農業者年金に関すること。

(11) 略

(12)～(16) 略

農業生産流通課～水産課 略

第11条 略

土木監理課～都市計画課 略

下水道課

(1) 下水道法(昭和33年法律第79号)の施行に関すること(循環型社会  
推進課の所掌に属するものを除く。)。

(2) 略

建築指導課

(1)・(2) 略

(3) 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)の施行に  
関すること(基礎調査の実施及び規制区域の指定に係るものに限る。)。

(4)～(14) 略

住宅課 略

(6) 農地法の施行に関すること(遊休農地に関する措置に係るものに限  
る。)。

(7) 農業資金(畜産業振興事業資金及び土地改良事業資金を除く。)  
関すること。

(8) 農業保険法の施行に関すること(農政課の所掌に属するものを除く。)

(9) 略

(10) 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成11年法  
律第110号)の施行に関すること。

(11)～(15) 略

農業生産流通課～水産課 略

第11条 土木部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

土木監理課～都市計画課 略

下水道課

(1) 下水道法(昭和33年法律第79号)の施行に関すること(廃棄物対策  
課の所掌に属するものを除く。)。

(2) 略

建築指導課

(1)・(2) 略

(3) 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)の施行に関すること。

(4)～(14) 略

住宅課 略

(香川県土木事務所規則の一部改正)

第4条 香川県土木事務所規則(昭和38年香川県規則第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(組織)

第1条 略

香川県長尾土木事務所	総務課 道路課 河川港湾課 開発課 用地課 <u>市町土木技術相談室</u>
香川県高松土木事務所	総務課 管理課 道路第一課 道路第二課 河川砂防課 都市港湾課 用地課 <u>市町土木技術相談室</u>
香川県中讃土木事務所	総務課 管理課 道路第一課 道路第二課 河川港湾課 用地課 <u>市町土木技術相談室</u>
香川県西讃土木事務所	総務課 道路課 河川港湾課 用地課 <u>市町土木技術相談室</u>

2 略

(分掌事項)

第2条 略

2～8 略

9 市町土木技術相談室の分掌事項は、市町からの公共工事の土木技術に係る相談に関することとする。

10 略

(職員)

第4条 略

(1)～(7) 略

(8) 室長

(9)～(11) 略

(職務)

第5条 略

2～4 略

5 課長及び室長は、上司の命を受けて課に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

6～8 略

(組織)

第1条 次の表の左欄に掲げる土木事務所に、同表の右欄に掲げる課を置く。

香川県長尾土木事務所	総務課 道路課 河川港湾課 開発課 用地課
香川県高松土木事務所	総務課 管理課 道路第一課 道路第二課 河川砂防課 都市港湾課 用地課
香川県中讃土木事務所	総務課 管理課 道路第一課 道路第二課 河川港湾課 用地課
香川県西讃土木事務所	総務課 道路課 河川港湾課 用地課

2 略

(分掌事項)

第2条 略

2～8 略

9 略

(職員)

第4条 土木事務所に、次に掲げる職員を置く。

(1)～(7) 略

(8)～(10) 略

(職務)

第5条 略

2～4 略

5 課長は、上司の命を受けて課に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

6～8 略

(香川県災害対策本部規則の一部改正)

第5条 香川県災害対策本部規則（昭和38年香川県規則第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第2（第6条関係）				別表第2（第6条関係）			
部	班	課等	分掌事務	部	班	課等	分掌事務
略				略			
環境森林部	略			環境森林部	略		
	<u>森林・林業政策班</u>	<u>環境森林部森林・林業政策課</u>	略		<u>みどり整備班</u>	<u>環境森林部みどり整備課</u>	略
	略				略		
	<u>循環型社会推進班</u>	<u>環境森林部循環型社会推進課</u>	略	<u>廃棄物対策班</u>	<u>環境森林部廃棄物対策課</u>	略	略
略				略			

（香川県会計規則の一部改正）

第6条 香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）
所の名称	所の名称
1 略	1 略
2 教育委員会の所	2 教育委員会の所
(1)～(32) 略	(1)～(32) 略
(33) <u>小豆島みんなの支援学校</u>	(33) <u>香川東部養護学校</u>
(34) <u>香川東部支援学校</u>	(34) <u>盲学校</u>
(35) <u>視覚支援学校</u>	(35) <u>聾学校</u>
(36) <u>聴覚支援学校</u>	(36) <u>香川中部養護学校</u>
(37) <u>香川中部支援学校</u>	(37) <u>高松養護学校</u>
(38) <u>高松支援学校</u>	(38) <u>香川丸亀養護学校</u>
(39) <u>香川丸亀支援学校</u>	(39) <u>善通寺養護学校</u>
(40) <u>善通寺支援学校</u>	(40) <u>香川西部養護学校</u>
(41) <u>香川西部支援学校</u>	(41)～(44) 略
(42)～(45) 略	

3 略

別表第3（第5条関係）

左欄	中欄	右欄
会計課	略	
の出納	<u>森林・林業政策課</u>	第29条第3号に掲げる収入のうち <u>森林</u>
員	の収入取扱員	<u>・林業政策課</u> の所掌に係るものの <u>収納</u>
	略	
	<u>循環型社会推進課</u>	第29条第3号に掲げる収入のうち <u>循環</u>
	の収入取扱員	<u>型社会推進課</u> の所掌に係るものの <u>収納</u>
	略	
略		

3 略

別表第3（第5条関係）

左欄	中欄	右欄
会計課	略	
の出納	<u>みどり整備課</u> の収	第29条第3号に掲げる収入のうち <u>みど</u>
員	入取扱員	<u>り整備課</u> の所掌に係るものの <u>収納</u>
	略	
	<u>廃棄物対策課</u> の収	第29条第3号に掲げる収入のうち <u>廃棄</u>
	入取扱員	<u>物対策課</u> の所掌に係るものの <u>収入</u>
	略	
略		

（香川県農業試験場規則の一部改正）

第7条 香川県農業試験場規則（平成12年香川県規則第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（業務分掌）</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>病虫・環境研究課</u>の分掌事項は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（5） 略</p> <p>5・6 略</p> <p>（研究所の業務分掌）</p> <p><u>第5条 香川県農業試験場府中果樹研究所に、果樹研究課を置く。</u></p> <p><u>2 果樹研究課</u>の分掌事項は、次のとおりとする。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p><u>3 略</u></p> <p>（病虫害防除所の業務分掌）</p> <p>第8条 略</p> <p>（1）～（3） 略</p>	<p>（業務分掌）</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>病害・環境研究課</u>の分掌事項は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（5） 略</p> <p>5・6 略</p> <p>（研究所の業務分掌）</p> <p><u>第5条 香川県農業試験場府中果樹研究所の分掌事項は、次のとおりとする。</u></p> <p>（1）・（2） 略</p> <p><u>2 略</u></p> <p>（病虫害防除所の業務分掌）</p> <p>第8条 <u>病虫害防除所（以下「防除所」という。）の分掌事項は、次のとおりとする。</u></p> <p>（1）～（3） 略</p>



(4) 侵入調査事業に関する事項 (5)～(7) 略	(4)～(6) 略
-------------------------------	-----------

(香川県小豆総合事務所規則の一部改正)

第8条 香川県小豆総合事務所規則（平成14年香川県規則第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第1条 香川県小豆総合事務所（以下「小豆総合事務所」という。）に、総務課、環境森林課、生活福祉課、保健福祉課、衛生課、農業改良普及課、家畜保健衛生室、土地改良課、用地管理課、道路課、<u>河川港湾課及び市町土木技術相談室</u>を置く。</p> <p>2 略</p> <p>(分掌事項)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～11 略</p> <p><u>12 市町土木技術相談室の分掌事項は、町からの公共工事の土木技術に係る相談に関することとする。</u></p> <p><u>13 略</u></p>	<p>(組織)</p> <p>第1条 香川県小豆総合事務所（以下「小豆総合事務所」という。）に、総務課、環境森林課、生活福祉課、保健福祉課、衛生課、農業改良普及課、家畜保健衛生室、土地改良課、用地管理課、道路課<u>及び河川港湾課</u>を置く。</p> <p>2 略</p> <p>(分掌事項)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～11 略</p> <p><u>12 略</u></p>

(香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例施行規則の一部改正)

第9条 香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例施行規則（平成14年香川県規則第90号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(循環的な利用に関する協議書等の公表)</p> <p>第19条 知事は、次の表の左欄に掲げる書類の提出があったときは、遅滞なく、当該書類及びそれぞれ同表の右欄に掲げる書類の内容を<u>香川県環境森林部循環型社会推進課</u>その他知事が適当と認める場所において一般の閲覧に供する方法により公表するとともに、同表の左欄に掲げる書類の内容をインターネットの利用により公表するものとする。</p> <p>略</p>	<p>(循環的な利用に関する協議書等の公表)</p> <p>第19条 知事は、次の表の左欄に掲げる書類の提出があったときは、遅滞なく、当該書類及びそれぞれ同表の右欄に掲げる書類の内容を<u>香川県環境森林部廃棄物対策課</u>その他知事が適当と認める場所において一般の閲覧に供する方法により公表するとともに、同表の左欄に掲げる書類の内容をインターネットの利用により公表するものとする。</p> <p>略</p>

(香川県立保健医療大学規則の一部改正)

第10条 香川県立保健医療大学規則(平成15年香川県規則第105号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前						
<p>(職員)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 大学に、副学長、研究科長、学生部長、図書館長、学科長及び専攻長を置き、それぞれ教授をもって充てる。</p> <p>3・4 略</p> <p>(職務)</p> <p>第7条 略</p> <p>2～6 略</p> <p><u>7～11</u> 略</p> <p>(学生定員)</p> <p>第8条 略</p> <p><u>2</u> 略</p>	<p>(職員)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 大学に、副学長、研究科長、学生部長、図書館長、<u>学科長、専攻科長</u>及び専攻長を置き、それぞれ教授をもって充てる。</p> <p>3・4 略</p> <p>(職務)</p> <p>第7条 略</p> <p>2～6 略</p> <p><u>7 専攻科長は、上司の命を受けて、専攻科に属する事務を掌理し、専攻科に属する職員を指揮監督する。</u></p> <p><u>8～12</u> 略</p> <p>(学生定員)</p> <p>第8条 略</p> <p><u>2 助産学専攻科の学生定員は、次の表のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">専攻科</td> <td style="text-align: center;">入学定員</td> <td style="text-align: center;">総定員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">助産学専攻科</td> <td style="text-align: center;">10人</td> <td style="text-align: center;">10人</td> </tr> </table> <p><u>3</u> 略</p>	専攻科	入学定員	総定員	助産学専攻科	10人	10人
専攻科	入学定員	総定員					
助産学専攻科	10人	10人					

(香川県放置自動車の処理に関する条例施行規則の一部改正)

第11条 香川県放置自動車の処理に関する条例施行規則(平成17年香川県規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(委員会の庶務)</p> <p>第9条 委員会の庶務は、<u>環境森林部循環型社会推進課</u>において処理する。</p>	<p>(委員会の庶務)</p> <p>第9条 委員会の庶務は、<u>環境森林部廃棄物対策課</u>において処理する。</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第3条中香川県行政組織規則第11条建築指導課の項の改正規定は、同年5月26日から施行する。